

慈誠会練馬駅リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団慈誠会 練馬駅リハビリテーション病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 練馬駅リハビリテーション病院
- (2) 所在地 東京都練馬区練馬1丁目17番地1号

2 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮監督を行う。

- (2) 従業者

従業者は次の通りとし、サービスの提供に当たる。

- ア 医師 1名以上（常勤）
- イ 理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士 5名以上

(営業日及び営業時間)

第4条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8:50~17:30とする。

(3) サービス提供時間 午後 13:00~17:00とする。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 健康チェック

(2) リハビリテーション

(利用料その他の費用の額)

第6条

1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 日常生活において通常必要となる費用は利用者が負担する。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に費用の内訳を文書で提示し、支払いの同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、練馬区及び周辺地域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための研修を年1回事業所内で開催する。防止のための対策は、月1回開催している訪問リハビリミーティング内で実施し、その結果はについて議事録に記載し、従業者に周知を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 上記(1)、(2)を適切に実施するための担当者を置く。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条

1 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、関係する規程等に則って速やかに対応する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条

1 事業所は、訪問リハビリテーションサービスに従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年4回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団慈誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2014年5月1日から施行する。

2025年4月1日改訂